平成２３年（フ）第２４１号
長野市若穂保科6144番地の４
債務者　須田　裕介
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
長野県松本市大字里山辺1627番地１
債務者　芦澤ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５９号
長野県下伊那郡高森町牛牧2467番地２　グループホーム大家族
債務者　光沢　　優
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５０号
岐阜県下呂市萩原町跡津429番地１
債務者　梶井　昭子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２０２８号
名古屋市中川区万場３丁目521番地
債務者　磯野　智子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１３６号
愛知県瀬戸市品野町３丁目312番地
債務者　西塚　容子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３号
三重県津市半田610番地９　嶋祐二方、前住所三重県津市半田605番地６
債務者　岩脇かづ子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０５号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地59
債務者　小松　照代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
三重県桑名市大字大仲新田453番地３　雇用促進住宅大仲新田１棟404号
債務者　吉田　克人
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
三重県四日市市大字塩浜171番地１、前住所三重県四日市市青葉町800番地56
債務者　神田　広行
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
兵庫県尼崎市武庫川町３丁目36　ジョイフルハイツ206号室、住民票上の住所兵庫県川西市緑が丘１丁目18番16号
債務者　小北　貴律
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７５０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目19番23号　ロイヤルメゾン南武庫之荘104号、前住所兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目21番23―106号
債務者　吉本　信之
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６９号
兵庫県西宮市豊楽町７番24―707号
債務者　田邊　哲人
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市日高町堀403番地、住民票上の住所兵庫県豊岡市竹野町和田361番地の１
債務者　細田建装こと　細田　秀作
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
鳥取県鳥取市上町21番地５　レオパレス上町102号
債務者　美谷　澄男
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３６号
広島県尾道市浦崎町甲3285番地
債務者　大平　　清
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
山口県下関市長府満珠町49番５号
債務者　大石　桂月
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係